

ぽかぽか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行 <http://pokapoka-hyogo.weebly.com/>

東京電力原発事故から7年、生活は一変した・・・あなたなら、この理不尽を許せますか？

これは、東京電力福島第1原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。

第一次訴訟(2013年9月)18世帯54人、第二次訴訟(2014年3月)11世帯29人、第三次訴訟(2015年3月)5世帯9人、合計で34世帯92人です。

第22回期日

1月29日(月)13:30 集合

14:00～神戸地方裁判所101法廷

是非、傍聴にお越しください！

大法廷に入りきれないくらいの人数が重要です

閉廷後 報告集会

神戸市総合福祉センター（裁判所西婦人会館内）
（終了予定16時ごろ）



今後の期日予定

3月19日(月)14時00分

(集合13時30分)101法廷

弁護団より（前田麻衣弁護士）

～原告の陳述書をとりとまとめています～

私は、弁護団のなかで、「損害班」に所属し、原告の方々の陳述書のとりとまとめや損害の主張・立証方法の検討などを行っています。

原告の方々の陳述書を拝見していると、原発事故によって、事故前のおだやかな生活が一変し、葛藤を抱えながら避難をし、現在も不安を抱えながら日々生活していることがひしひしと伝わってきます。原発事故発生からもうすぐ丸7年が経過しますが、被曝による健康被害の不安は生涯消えることはなく、離れて暮らさざるを得なくなった家族や避難元との関係、住居の問題など、時間が経つにつれて深刻化していく問題もあります。

昨年は、千葉、群馬、生業と判決が言い渡されました、いずれも、国(千葉判決は、国の責任を否定)や東京電力に対し、原発事故の被害実態に対応する十分な賠償を命じているとは言い難い状況です。裁判所には、真摯に原発事故による被害、被害に遭われた方々の苦しみや不安に向き合ってもらいたいと思っています。

本年は、近畿の訴訟のなかで先陣をきって、京都地裁で3月15日に判決が言い渡されます。兵庫でも、現在、原告の方々の陳述書の提出準備をすすめています。裁判所に、被害に遭われた方々の思いが届くよう、本年も、引き続き皆様のご支援をどうぞよろしくお願いいたします！

原告より

～過去の問題ではなく今現在、そして未来の問題～

私は、震災当時小学5年生でした。
母と中学2年生の夏に兵庫県に避難しました。
今は18歳です。

震災から6年、避難してからは4年経ちましたが、原発事故や放射能の問題など、私の中では何も終わっていません。

しかし、震災のことはテレビでも年に1度3月11日が近づいてくると報道されるだけになってきました。日本の人々も忘れてきているのではないのでしょうか。そして、私たちのような自主避難をしている人たちのことも忘れてきているのではないのでしょうか。そもそもそのような現状を知らない人もいるでしょう。

原発事故、放射能や自主避難の問題は過去の問題ではなく今現在、そして未来の問題なのです。

自国のことに国民はこんなにも無関心になれるものなのかと驚いています。

私は、みなさんに自分自身の問題として考えてほしいです。

最後に、日本の政治は「民主主義」なのでしょうか。震災から7年が経とうとしている今、私たちに問われていることだと思います。

兵庫県原発被災者支援弁護団 事務局
神戸合同法律事務所 弁護士 辰巳 裕規
住所: 〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
電話: 078-371-0171 Fax: 078-371-0175
<http://hinansha-hyogo.social-action.net/>